

支援を受けるために

学生生活に困難やつまづきを感じている学生さんへ



まずは窓口へ

STEP 01 学生課窓口へ!

学生相談・特別支援センター窓口へ相談

- 精神・発達障害や聴覚、視覚、肢体不自由などのご相談
- 授業や課外活動、就職活動、人間関係など学生生活に関する困りごとに対するご相談

※ 支援を希望される方、話だけでも聞きたい、という方はお気軽にご相談ください。
 ※ 新入生に関しては、本人より相談がない場合でも、入学時に提出いただく「学生生活に関する申請書」の記載内容により、本人および保護者との面談を行う場合があります。その際は、学生相談・特別支援センターの担当職員より連絡をいたします。大学生生活をスムーズにスタートさせるためにも、早めのご相談をおすすめします。

STEP 02

「学生生活に関する申請書」の提出

- 本人が「学生生活に関する申請書」を提出
- 病院からの診断書や障害者手帳等がない場合、必要に応じて学生相談・特別支援センター員のカウンセリングを実施

※ 相談内容により、本人または保護者、医師、教育機関等から「情報提供書」をご提供いただく場合があります。
 ※ 「学生生活に関する申告書」は学生課で配布しています。提出はいつでも可能ですので、お気軽にお申し付けください。

STEP 03

支援内容の確認と合意（合理的配慮の提供等）

- 本人及び保護者と、特別支援会議内で作成した支援内容の確認・合意

※ 本人、保護者、学生相談・特別支援センター員の間で、どのような支援が必要か協議をし、特別支援チームを結成します。

STEP 04

支援開始と評価

- 支援の記録・振り返り・支援内容の変更

※ 本人または保護者との個別面談を実施し、状況を確認したうえで必要に応じて支援内容を変更していきます。



お問 い 合 わ せ



学生相談・特別支援センター

■ 利用時間：平日 9:00～16:00
 ※土日祝日を除く

■ 相談窓口・利用時間：平日 9:00～16:00

青森本校 事務局学生課

〒030-0943 青森県青森市幸畑 2-3-1
 TEL : 017-738-2001 FAX : 017-738-0143
 E-mail : kibou@aomori-u.ac.jp

東京キャンパス 事務局

〒030-0087 東京都江戸川区清新町 2-10-1
 TEL : 03-6261-6399 FAX : 03-6261-6398

学生相談・特別支援センターでは、専門のコーディネーターと臨床心理士、精神保健福祉士、センター員が、障害のある学生や学生生活に困難を感じている学生の支援相談を行っています。お気軽にお越しください。

学生相談・特別支援センター 利用のご案内



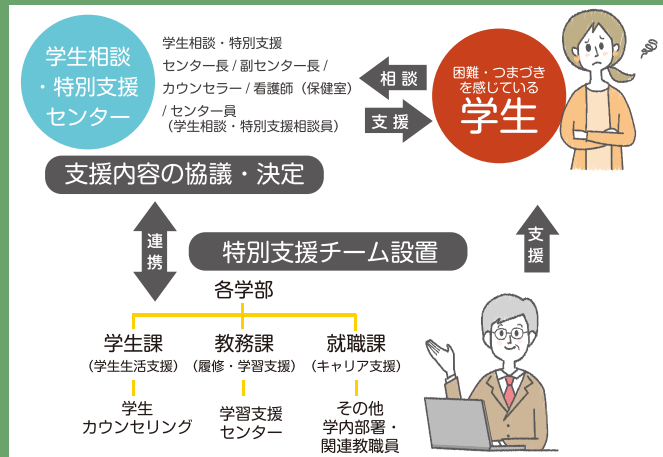
学生相談・特別支援

センターについて

個別支援チームによる学生へのサポート体制

青森大学では、平成31年4月1日に「学生相談・特別支援センター」を設立しました。本学に在籍し、学生生活に困難やつまづきを感じている学生に対して、他の学生と同様の条件の下で学生生活を過ごせるよう、さまざまな支援を提供しています。

普段の学生生活に困難を感じたら、相談窓口（学生課）へ相談し、手続きを行うことで「学生相談・特別支援センター」スタッフが相談内容に合わせて「支援内容の協議・決定」を行い、必要に応じて「特別支援チーム」を結成し、支援体制を整えます。



特別支援チームは所属する学部、学生課、学生相談・特別支援センター、教務課、学習支援センター、就職課から、必要な支援内容に応じて編成されます。

さまざまな支援体制

学生相談・特別支援センターの目的

学生相談・特別支援センターは、学生生活を送るにあたり、困難やつまづきを感じている学生や心身に障害を抱えている学生に関する支援について、全学的な立場から相談窓口として関係部局間の連携を図り、具体的な支援・内容を検討・実施することを目的とする組織です。関係する主な支援体制は次の通りです。



各学部教員、臨床心理士、看護師、精神保健福祉士、コーディネーター、学生課・教務課担当職員が配置されています。



支援を円滑に行うため、学生の状況に応じて特別支援チームを結成し、関係部署と連携しながら対応します。



対人関係の悩み、心や体の健康相談など、学生生活において困っていることを相談することができます。主に臨床心理士、精神保健福祉士、教職員相談員が担当します。相談室の利用は予約優先となりますので、学生課へお問い合わせください。



就職課では、専門スタッフが窓口を訪れた学生に対してカウンセリングを実施し、その学生に見合った求人票を検索して提示したり、就職支援についての案内等を行うなど、就職活動全般の支援をしていきます。

これは困った...と感じたら

- 自分の言葉をうまく伝えられない
- グループワークが苦手
- 人間関係がうまくいかず孤立がちになってしまう
- 相手の言いたいことがよくわからない
- 視力、聴覚に自信がない
- 課題がたくさんだとこなせなくなる
- 集団の中になじめない
- 読み書きに時間がかかる
- 勉強内容をノートに書くことが難しい
- 朝起きることができない夜寝付けない
- 講義室やトイレの移動が難しい

意思疎通の配慮

- 支援例①** 授業内でグループワークやディスカッションに参加しにくい場合は、発言しやすいような雰囲気づくりをします。
- 支援例②** 授業内での注意事項や指示は口頭だけではなく、書面にして伝えます。
- 支援例③** 入学試験、定期試験、小テストなど、個別対応で行います。

支援例

物理的環境への配慮

- 支援例①** 学生の特性により、教卓前や出入口付近等に座席を確保します。
- 支援例②** 教室や実習室、パソコン演習室などの施設、設備を利用しやすいように改善します。

柔軟な対応について

- ◆授業を受講するにあたって介助者が必要な場合には、外部の介助者の立ち入りを認めるようにします。
- ◆特性によって、体調不良となった場合、レポート等の提出期限に間に合わない時は、担当教員に提出期限の延長を認めるよう、配慮します。

(青森大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員の対応指針より)

学生の皆さんが同じように学生生活を送れるよう、支援していきます。